

ID: 13

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	行政財産使用料の徴収								
例規名 根拠条項	行政財産の使用料の徴収に関する条例 第2条								
例規番号	昭和39年条例第25号								
【根拠条文】 (使用料) 第2条 法第238条の4第7項の規定により行政財産の使用を許可する場合の使用料は、次の表に掲げる額を基準とし、市長又は教育委員会(以下「財産管理者」という。)が定める。									
<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>使用料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td>土地</td><td>使用する財産の価格の1,000分の4</td></tr><tr><td>建物、工作物</td><td>使用する財産の価格の1,000分の6及び土地に係る使用料又は地代相当額</td></tr></tbody></table>				区分	使用料月額	土地	使用する財産の価格の1,000分の4	建物、工作物	使用する財産の価格の1,000分の6及び土地に係る使用料又は地代相当額
区分	使用料月額								
土地	使用する財産の価格の1,000分の4								
建物、工作物	使用する財産の価格の1,000分の6及び土地に係る使用料又は地代相当額								
【基準】 根拠条文に同じ。									
備考									
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日						